

第3 施術機関の指定

(柔道整復師、あんま・マッサージ師、はり・きゅう師)

1 指定の事務手続

指定は、「施術所」ではなく、「施術者」ごとの指定となります(7ページ「[参考] 指定施術機関の申請・届出事項一覧」を参照)。

施術者が新たに指定を受けるには、所定の申請書に必要な事項を記載し、市長(福祉局保護課)あてに提出してください。

※施術所の開設者以外の被雇用者については、「施術所の所在地」ではなく「施術者の住所地」の自治体で手続きをおこなう必要がありますので、間違いのないようご注意ください。

2 指定申請書の記載に係る留意事項

大阪市と協定を結んでいる団体(以下、「協定団体」という。)に所属している施術機関で、団体を通じて施術報酬を請求する場合は、指定申請書の「本市との施術協定団体加入の有無」の欄の「あり」にチェックし、所属団体名及び会員番号を記入してください。

記入がない場合は、協定団体を通じて請求ができませんのでご注意ください。

3 指定申請添付書類

指定を受けようとする場合は、指定申請書のほか指定を受けようとする施術の免許証の写し、および施術所開設届・変更届・出張届のいずれか(申請する施術者の氏名が記載されているもの)の写しを添付してください。

4 指定基準

前記の申請があった場合、次の基準により指定します。

生活保護法第55条第2項において準用する生活保護法第49条の2第2項各号(第1号、第4号ただし書き、第7号及び第9号を除く。)(欠格事由)のいずれにも該当せず、医療扶助に基づく施術等について理解を有していると認められるものについて指定を行います。

(欠格事由の例)

- ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ・指定施術機関の指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- ・指定の取消しの処分に係る通知があった日から当該処分をする日までの間に指定の辞退の申出をした者で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

(指定除外要件の例)

- ・被保護者の施術について、その内容の適切さを欠くおそれがあるとして、重ねて指導を受けたものであるとき。

5 指定年月日

指定年月日は、特に申し出がない限り市長が決定した日となります。

6 指定の通知

市長は、施術機関を指定したときは申請者に指定通知書を交付するとともに、その旨を告示し、市公報に掲載します。